

第6号様式別表9記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
 - (ロ) 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定
 - (ハ) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限りません。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項・ 第3号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の㉓の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額	
4 「損金算入限度額②」	中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消してください。 (1) 租税特別措置法第66条の11の4第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和5年旧措置法」といいます。）第66条の11の5第2項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構 (2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満	

	たす投資法人 (4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいいます。（5）において同じです。） (5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
5「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失金で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の⑤の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。 なお、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。） 第6号様式別表12の③の欄の金額 (2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受ける事業年度である場合 第6号様式別表10の㉗の欄の金額 (3) 当該事業年度（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含みます。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けている場合 当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額	
6「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。 なお、当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の令和5年旧措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次によります。 (1) 「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算します。 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業	

年度に該当する各事業年度ごとに第 6 号様式別表 9 の 2 の⑫ の欄の金額を含めて記載します。
--